

投稿論文

重国籍と新しいアイデンティティ像 ——韓国養子たちによる「重国籍」取得にむけた動きから

芝 真里 名古屋大学大学院博士後期課程

キーワード：国際養子縁組，韓国国籍法改正，アイデンティティ

本稿は、これまで韓国から世界各地へ送り出されてきた国際養子について、かれらの「重国籍」取得とアイデンティティの問題を論じる。韓国は、急激に多文化化がすすむ自国社会の問題に対処すべく、2011年1月よりその国籍法を改正し、国民として認める対象者の範疇を広げた。そして海外養子（韓国養子）たちは同改正法により「重国籍」をもつことが可能となった。そこで本稿では「重国籍を得られるようになった養子たちは、重国籍取得に対してどのように意味づけをし、そのことはかれらのアイデンティティに影響を与えているのか」という問いをたて、先行研究およびインタビュー調査から検討した。そこで見えてきたのが、「国民」という枠のあいまいさである。韓国養子たちは重国籍制度により法的地位は「国民」となりうるが、それはあくまでも「国益に寄与する外国からの民」という位置づけに留まる。また、かれらによる「重国籍」という選択は、両国への帰属というよりもむしろ、どちらか一方に完全に所属することの居心地の悪さを示している。そして、かれらのアイデンティティは重国籍のように複数のアイデンティティをもつのではなく、トランスナショナルなアイデンティティを形成しつつある。本稿で検討される韓国養子の事例は、従来の国民国家モデルが変容をせまられつつあることを示唆している。

1 はじめに——問題の所在と本稿の課題

本稿は、これまで韓国から世界各地へ送り出されてきた国際養子について、かれらの「重国籍」取得とアイデンティティの問題を論じる。ここで国際養子を取り上げる理由は、主に二つある。第一の理由は、2011年より施行された韓国の国籍改正法をめぐる議論において、これまで国際養子という存在については十分に論じられてこなかったからである。第二の理由は、重国籍取得¹に対する国際養子たちのとらえ方を検討することによって、国籍とアイデンティティの関係について、あらためて具体的な地平で検討できるからである。

まず国籍とアイデンティティの関係について、本稿における筆者の視点を端的に述べておきたい。国籍法は国家のメンバーシップについての規定のひとつと考えられ、戦後いわゆる市民権と同一視

される傾向にある。一般的な市民権とアイデンティティの関係性について樽本英樹は、市民権は法的地位を意味するだけではなく、共同社会への帰属を示し、アイデンティティの供給装置をも担っているという（樽本、2012:51-54）。そしてブルーベイカーが、国民国家におけるメンバーシップは社会契約的原則と情緒的原則に従うと論じているのを受け（Brubaker, 1989:3-4）、樽本は市民権一般と同様に国民国家も、社会契約的原則が示す法的地位と、情緒的原則が示すアイデンティティ、つまりメンバーがある国民国家に対して持つアイデンティティによって構成された二重構造をなしているという（樽本、2012:55-56）。同時に、国民国家モデルは市民権一般とは違って領域性を伴うこと、そして国際移民の存在がその領域性を脅かす存在—いわゆる「脱領域化アイデンティティ」（Jacobson 1996）をもつ存在²—となりうるのが、重国籍取得や移民への地方参政権付与の問題と関連づけられて論じられている。本稿は国際養子、別名「静かなる移民（the quiet migration）」というローカルな存在がかかえる重国籍とアイデンティティの問題を分析することを通じて、国民国家のメンバーシップというナショナル・レベルの問題、とくに「脱領域化アイデンティティ」という理念レベルの問題に対してひとつの示唆を与えることを目指している。

ところで、本稿で論じる国際養子に関する研究の蓄積のひとつとして、アジア圏、とくに韓国から送り出され、主に欧米諸国へ養子縁組された「韓国養子」を対象とし、朝鮮戦争による荒廃に端を発するかれらの歴史的背景³を描いたものがある（Hubinette, 2003）。また、かれら韓国養子たちとかれらを取りまく人々の活動を、近代国民国家における「他者との境界線」をめぐる実践として位置づけ、かれら「静かなる移民」の受入国におけるマイノリティ性とマジョリティ性とのせめぎあいを検討したものがある（芝、2010；芝、2011）。本稿では、韓国養子たちが近年推し進めてきた活動結果のひとつとして、かれらを海外養子縁組へと送り出した母国・韓国における国籍法改正への働きかけと、その結果として得られた重国籍制度とを取り上げる。そして「重国籍を得られるようになった養子たちは、重国籍取得に対してどのように意味づけをし、そのことはかれらのアイデンティティに影響を与えているのか」という問いに答えていきたい。

この論点を明らかにすべく、本稿を以下のように進める。第1節で、まず韓国が国籍法改正に至った経緯について先行研究などをふまえて述べる。第2節では、国籍法改正の一翼を担った韓国養子たちの活動について、韓国養子の在韓組織である G.O.A. 'L（後述）が提示する資料を基に説明する。第3節では、筆者が2010年と2011年に、おもに在スウェーデン韓国養子を対象におこなったインタビュー調査で得られたデータを引用しつつ、かれらにとって韓国籍を取得することがどのような意味をもちうるのか、そしてかれらのアイデンティティにどのような変化をもたらしているのかについて検討する。第4節では、国籍とアイデンティティをめぐる問題について、国際養子という存在が示唆するものを述べ、本稿の結びとする。

2 韓国における国籍法改正——「優秀外国人の特別帰化」制度と「重国籍」制度

グローバル化が進むにつれ、労働、結婚、留学、そして観光などを目的とした越境移動が今日あらゆる場所で見受けられる。ここ日本でも、特に少子高齢化問題を多少なりとも解消すべく、越境

移動者たちがさまざまな生活場面で活躍している。そしてかれら越境移動者たちを迎えた社会のあり方として「多文化共生」という言葉が、主に行政によって盛んに言及されている。総務省は2005年に「多文化共生の推進に関する研究会」を発足させ、2006年には「多文化共生の推進に関する研究会報告書」を作成した。この報告書では、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」という（地域での）「多文化共生」の理念が示されている。また隣国の韓国でも近年、国際移動者たちを多く抱えるようになってきた。そして韓国社会でも日本と同様、「多文化相生（共生）」⁴という言葉が多用され、政策にも取り入れられているが、その背景には日本と同じく少子高齢化があると言われている。

そして韓国では、多様な移民を受け入れている現況を受け、2010年4月21日に「国籍法一部改正法」（以下「改正法」という）を可決し、2010年5月4日に法律第10275号として公布、2011年1月1日より施行した。この改正は「韓国国籍法制の骨格を変える画期的なもの」であったとし、趙慶済はその画期的な点として次の2つを挙げている（趙、2011:1418）。ひとつめは「優秀外国人の特別帰化制度の新設」であり、ふたつめは「外国国籍不行使誓約制度」⁵の導入により単一国籍政策の転換を図ること、つまり重国籍者の法的地位を明文化したことである⁶。

ひとつめの「優秀外国人の特別帰化制度の新設」については、改正法7条1項3号が新設され、特別帰化要件対象者が拡大されたことを指している。そこでは特別帰化対象者に「科学・経済・文化・体育等の特定分野で著しく優秀な能力を保有する者で大韓民国の国益に寄与すると認められた者」が加えられている。これは本改正法が議論されるきっかけとなった社会背景に由来している。それは第1に、少子高齢化により今後韓国国内での経済活動人口が減少するため、移民門戸の拡大の必要性が高まっていくという見通しである。加えて第2に、同国内では結婚移民者などのさらなる増加がみこまれるため、移民者の社会統合の必要性が高まることが挙げられる。そして3点目が、「グローバル化や技術革新によって国家間の人の移動が頻繁になり、優秀な人材の誘致競争が激化するため、優秀な人材の誘致と流出防止のための政策の必要性がさらに高まること」である（藤原、2010:116）。つまり本改正法は、韓国の国益に寄与するものを積極的に包摂していくことを明示したのである⁷。

そしてふたつめの「重国籍者」とは、「出生若しくはその他本法に従い大韓民国の国籍と外国国籍を共に有することになった者」と定義づけられている。ではその「重国籍者」とは具体的に誰を指すのか。その対象者については、次のようにきわめて限定的に認められている（藤原、2010:122）。

- 1) [結婚移民者（婚姻維持）] 韓国人と婚姻した状態で韓国に2年以上居住している者か、韓国人と婚姻した状態で韓国に1年以上居住していて婚姻後3年以上経過している者。そのさい帰化した時に韓国人の配偶者と婚姻が継続していることが条件である。
- 2) [外国人（功労あり・優秀）] 外国人で韓国に特別の功労がある者又は国益に寄与すると認められた優秀な者。

- 3) [国籍回復者（功労あり・優秀）] 韓国籍の回復を許可された者で韓国に特別の功労がある者又は国益に寄与すると認められた優秀な者。

- 4) [国籍回復者（海外養子）] 未成年であった時に外国人と養子縁組し海外で生活している者で、韓国籍の回復を許可されたもの。

- 5) [国籍回復者（65歳以上永住）] 永住のために満65歳以上で帰国し、韓国籍の回復を許可された者⁸。

- 6) [外国籍放棄が困難な者] 本人の意思にもかかわらず、その外国の法律や制度により外国籍を放棄することが困難な者。

本稿で対象とするのは上記の4) [国籍回復者（海外養子）] である。

この改正法が成立するまでには、さまざまなレベルでの議論が重ねられ、そのたびに「だれを国民として認めるのか」が変更されたが、海外養子をその対象として含めることは初期の段階から検討がなされていた⁹。ではなぜ海外養子たちは重国籍を認められることに成功したのだろうか。次節ではその成功要因として韓国養子たちによる改正法への働きかけについて確認する。

3 改正法にたいする韓国養子たちの働きかけ

さて本改正法に対し、韓国養子たちはどのように働きかけをおこなってきたのだろうか。本節では韓国養子たちの自助団体系列にあり、特に改正法への働きかけの中心となった Global Overseas Adoptees' Link (G.O.A.'L) の動きについて述べる¹⁰。

G.O.A.'Lは2008年、自分たちのルーツを学ぶべく韓国へと戻った養子たちによって設立された団体である。その活動内容は、養子縁組に対する認識の向上、養子・養子縁組専門家・韓国人にたいする教育の提供としている。また韓国養子が留学や就労、血縁家族の搜索を目的とし、韓国へ長期にわたって滞在もしくは居住する際には、同団体による援助がなされてきた。さらには、韓国養子たちが韓国へ入国する際のステータスの変更―在外同胞を対象とする在外同胞滞留資格（F 4ビザ）と重国籍―についても同団体は熱心に活動を行ってきた。

1999年には同団体らによるロビイング活動の結実として、「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律（在外同胞法：Overseas Koreans Act; Act on the Immigration and Legal Status of Overseas Koreans）」に韓国養子たちをも対象として含めることとなった。この法により、在外同胞を対象とするF 4ビザが設けられた。この滞留資格を得た者は、韓国での滞留期間の上限が2年とはされるものの、原則的に延長が可能であること、そして同国内でほぼ全ての就業活動が許容されることとなった。韓国外交通商部は同滞留資格について「外国人に与えられる滞留資格の中で最も範囲の広い利点がある滞留資格」とであると説明している¹¹。

G.O.A.‘L は韓国養子たちがこの滞留資格の対象となったことについて、かれらが韓国へ戻ったさい「ほぼ韓国民と同様に」自由に就学・滞在・就労することができるようになったことを評価しつつも、そこには限界もあったと述べている。それは、かれらが「ほぼ韓国民と同様に」扱われながらも、「韓国民」ではなく「外国人」として扱われていること、つまり韓国籍の回復には至っていなかったことである。その具体的な問題点として G.O.A.‘L は当時、韓国養子たちは、自ら韓国民としての権利を放棄したのではないにもかかわらず、あくまでも「外国人」として扱われ、投票権をふくむ韓国での市民活動に携わることができないことを挙げている。また別の問題点としては、次の点が挙げられる。韓国はそれまで重国籍を認めていなかったのも、もし海外養子たちが韓国籍の回復を望む場合、それは韓国への帰化として扱われると同時に、韓国籍以外の国籍を放棄しなければならなかった。つまりその場合、かれらは養家族とともに過ごした受入国—かれらが育った国—の国籍を放棄する必要にせまられた¹²。しかし「養子の多くは、養家族や受入国からたくさんの愛と良い教育を得ることができた」のだから、受入国の国籍も放棄すべきではない、と G.O.A.‘L は主張しているのである。

そして 2007 年秋から G.O.A.‘L は国籍法改正、つまり重国籍取得権への公式な働きかけを始めるにあたり、二重市民権 (dual citizenship) に関する情報を収集した。2008 年 5 月に G.O.A.‘L は、国際養子縁組によって外国籍をもつこととなった韓国養子たちへ二重市民権を持つ権利があることを訴えるためのグローバル・キャンペーンを開始した¹³。

かれら韓国養子たちはこのようなキャンペーンを展開するにあたり、「二重市民権を養子に与えるメリット」をつぎのように提示している。まず、韓国へのメリットを挙げる。ひとつめは、韓国を国際養子縁組という舞台における先駆的存在として位置付けられることである。G.O.A.‘L は韓国をこれまでさまざまな国際養子縁組にかかわる規範やプログラムを評価した上で、先駆者としての韓国政府の役割は、その国籍法を改正・二重市民権を認める、つまり韓国養子たちに韓国民としての法的立場を与えることにより、世界で何十万人ともいわれる国際養子たちにとって新たな、そして重要な前例を作ることができる、と説いている。ふたつめは、韓国養子たちが韓国にとって高等人材であることが挙げられた。G.O.A.‘L は、韓国養子たちをその生い立ちから必然的に多言語・多文化を身に着けている「あらたなグローバル・コリアン」として位置づけている。つまり韓国養子たちに二重市民権を与えることは、韓国の立場をグローバル・レベルで高め、また多文化問題をかかえる韓国社会にとって有益である、とされた。

他方、韓国養子側へは「(韓国への) さらに大きく、そしてさらに完全に近づく所属感」を与えることによって、感情レベルとシンボル・レベルでメリットがあると説明されている。そして世界中の政界で活躍する二重市民権保持者たちを例として挙げ¹⁴、二重国籍をもつ市民の存在は、「とくに韓国のようにコミュニティの質に重きを置く」国にとって有益である、と説明している。つまり、韓国養子たちは自らをたんなる在外同胞ではなく、韓国が国籍法改正にふみきった第一の要因である「国家競争力を向上させることに寄与する優秀外国人」としても位置づけたのである。この点が、前節で問いかけた、「国籍法改正にあたっての議論をすすめる中、その早い段階から韓国養子たちがその対象として含まれていた」理由を示唆していると思われる。

4 韓国籍取得にたいする韓国養子たちの反応——スウェーデンでの調査から

では、韓国養子たち自身は、改正法により重国籍がみとめられたことによるメリットをどのように捉えているのだろうか。とくにかれらは、重国籍を得ることは、実際に前節で述べられたような「(韓国への) さらに大きく、そしてさらに完全に近づく所属感」が与えられ、感情レベルとシンボル・レベルでのメリットを得られる、と考えているのだろうか。そこで、在スウェーデン韓国養子たちをおもな対象としたインタビューを通じて得られたデータ¹⁵をもとに、かれらが重国籍取得へどのような思いをいっているのかについて検討したい。

(1) 韓国養子たちをとりまく状況——スウェーデン人と韓国人のはざま

まず在スウェーデン韓国養子たちについて特筆すべきことを 2 点述べておきたい¹⁶。ひとつめは、スウェーデンを含む北欧社会では、エスニック・コリアンの大部分が韓国養子であるということである。北欧における国際養子たちの出身国は、現在アジア諸国が中心となっている¹⁷。また韓国からの国際養子縁組は歴史が長いことから、韓国からの養子がこの地域での養子人口に占める割合が特に多くなっている¹⁸。2003 年の段階では、スウェーデンで 9,000 人程度、デンマークには約 8,000 人、ノルウェーには約 6,000 人おり、北欧に居住するエスニック・コリアンの大部分を占めているとされる (Hubinette 2003: 254)。

そしてふたつめは、世界で初めて韓国養子たち自身による自助団体 (Adopterade Koreaners Förening: AKF) が 1986 年スウェーデンで立ち上げられたことである。スウェーデンはかつて「均質社会」と表現されており (Runblom 1994)、米国のような移民大国、そして多文化社会であったわけではなかった。そこでスウェーデンへ国際養子縁組によってやってきた子どもたちは、母国—韓国に関する事柄、文化—について養家族から特段教えられることもなく育てられていた。しかしかれら韓国養子たちは、鏡をのぞきこむたびに突きつけられる違い—つまり北欧のマジョリティである白人とは違う外見であること—を確認するたびに、「自分ははたして何者であるのか」と悩んでいたという。そこでかれらはその問いに対する答えを自ら見つけるべく、自助団体を立ちあげるに至った。AKF ではこれまで養子同士やかれらをとりまく人々との社交活動、韓国民族としてのルーツ学習そして養子関連政策の検討がなされてきた。つまり AKF は、韓国養子という立場同士で経験を分かち合いつつ、また社会における韓国養子の立場の改善を目指している。この動きに同調し、世界各地の韓国養子たちはつぎつぎと自助団体を立ち上げた¹⁹。2004 年には世界にひろがった韓国養子自助団体の包括的かつグローバルな組織として International Korean Adoptee Association (IKAA) が設立されるに至った²⁰。前節でとりあげた G.O.A.‘L も IKAA の関連協力団体として位置付けられている。

現在の北欧諸国では移民受け入れが進みつつある。2011 年度人口統計によれば、19.6 パーセントがスウェーデン国外にルーツを持つ人々 (Foreign background include foreign-born and Swedish-born with two foreign-born parents), 6.9 パーセントが外国人 (foreign citizens) であり (SCB 2012),

スウェーデン以外の国にルーツを持っている人々が増えつつある。それと同時に、スウェーデンは均質社会から多文化政策・移民受け入れ政策を推し進める過程にあり、多文化化する社会での問題——移民への差別など——への対処にせまられている。

ではそのようなスウェーデン社会では、韓国養子たちは自身の立場をどのように捉えていたのだろうか。AKF の設立過程を探りつつ、この問いについて検討したい。まず、AKF の設立者のひとりである LA は、かれらが当初「移民」ではなくあくまでも「スウェーデン人」として位置づけられていたことを、次のように語っている。

AKF を創立した際、子どもに関する組織という位置づけで、財政支援を申請したところ、「あなた達が子どもというには歳を取り過ぎた」と言われ、却下されました。そこで移民のグループとして再申請したところ、私たちは「スウェーデン人」であるとの理由から結局、財政補助を得ることができませんでした。

しかし 2005 年に政府による養子関連組織への一斉調査があり、以来、私たちだけでなくすべての養子関連組織に補助金が交付されることになりました。(2010 年 7 月 14 日 成人韓国養子・LA へのインタビューより)

またその社会において、養子たちが自身のスウェーデン人ではない部分を探ろうとする、いわゆるルーツ探しをすることは奨励されていないと、自らも韓国養子であり、国際養子縁組に関する研究をすすめている TH は以下のように説明した。

ほとんどの養子は「自分はスウェーデン人だ」と主張します。そしてスウェーデン人であるために、移民との接触を避けるでしょう。ルーツ探しという活動は最近注目され始めたことなのです。でも養子が自らのルーツを探すことは、周りのスウェーデン人の多くは気分を害するでしょう。母国文化に興味を示すことにより「スウェーデン人」というカテゴリーから「踏み外す (step-over)」ことは問題になるのです。(2010 年 7 月 7 日 成人韓国養子・TH へのインタビューより)

では、同じ社会に暮らすエスニック・コリアン、つまり同郷の移民たちと韓国養子たちはどのような関係にあったのだろうか。LA は、かれら韓国養子たちは韓国系移民から同胞として受け入れられる存在ではなく、むしろ差別の対象として扱われていたと、次のように語っている。

(私たちは) 韓国人というよりは、「韓国養子」というカテゴリーで見られました。韓国人移民たちは当初、私たちを「あまり望ましくない親から生まれ、遺棄された子どもたち」というあまり良くないイメージを持っていたので、韓国人コミュニティとは当時それほどうまく付き合えませんでした。どちらかと言えば、スウェーデン人よりも韓国人からの差別があったと思います。(2011 年 8 月 15 日 成人韓国養子・LA へのインタビューより)

つまり、かれら韓国養子たちは当初、韓国移民たちからは歓迎されない存在であり、韓国移民コミュニティへ帰属することも難しかったのである。そのような状況下、LA とともに AKF を創立した MT は、当時の様子を次のように語った。

(AKF を設立するにあたり) 私たち養子たちのためだけのグループにしようと決心したのです。当時は他に韓国人協会や養親の組織、スウェーデン・韓国友好協会といった韓国に関連する組織は確かにありましたが、なにより私たち養子が独自の、そして同じ悩みや経験を分かち合えるところが必要だったのです。(2011 年 8 月 17 日 成人韓国養子・MT へのインタビューより)

このような経緯により韓国養子たちは、スウェーデン人と韓国人それぞれのカテゴリーのはざま、もしくはマージナルな存在として自らを立場づけていた。しかし同時に、かれらは、韓国とまったく接触がなかったわけではない。

(2) 韓国からの支援にみる韓国養子の立場——韓国とスウェーデンの間の利益を取り次ぐ存在として

上で述べたように韓国養子たちは当初韓国系移民たち、いわゆるローカル・レベルからは受け入れられない存在であった。にもかかわらず AKF 創立の早い段階から、韓国の公的機関つまりナショナルなレベルは、韓国養子たちに接触を図っていたのである。具体例として、AKF 設立の初期段階より在ストックホルム韓国大使館関係者や在外韓国人基金 (the Overseas Korean Foundation (OKF))、韓国企業などが様々なかたちで支援してきたことが挙げられる。その伏線として 1989 年、金大中元大統領がストックホルムを訪問した際に前出の LA が韓国養子に対する処遇改善を求めたことがあり、後の韓国側における養子政策に大きな影響を及ぼしたと言われている (Hubinette 2003)²¹。しかし LA に当時のことを改めて振り返ってもらえると、そこには韓国政府側と彼女との思惑に相違がみられるのである。

(金元大統領に対して) かねてより韓国について不満を抱いていた点を問いました。「政治家として、市民権、女性の権利をどう考えているのですか」と。その後に「私は韓国からの養子です。たとえ経済的に困窮していたとしても、市民を保護する義務が韓国にはあります。子どもを売るようなことは止めてください²²」と言ったのです。実は私が一番不満に感じていたのは、韓国における女性の処遇であったのですが、その件に関しては理解されなかったようですね。(2011 年 8 月 15 日 成人韓国養子・LA へのインタビューより)

では、LA が金元大統領へ投げかけたもののうち、なぜ韓国は海外養子にたいする支援にのみ着目したのだろうか。その理由について、LA は次のように示唆している。

(韓国が支援を続けてきたことに対して) 韓国人エミгранトたちとの関係を保ちたいという意識、そしてかれら (海外養子たち) も依然として韓国人であるという意識があるのでしょうか。

そして何よりの利点は、実は韓国人養子たちは高学歴を得ており、ビジネスの世界でも成功している人が多いことです。つまりかれらは韓国にとってリソースとなりうるという、経済的な視点にもとづいたものでしょうね。(2011年8月15日 成人韓国養子LAへのインタビューより)

つまり韓国養子たちに対する支援の前提として、かれらが韓国系移民のなかでもとくに韓国にとって国益、とりわけ経済的な利益を与えうる存在であったからだ、養子側であるLAは理解しているのである。対する韓国側として、在スウェーデン韓国大使は養子たちの存在を次のように捉えている。

スウェーデンの韓国人養子たちは、ビジネスにおいて素晴らしい結果を修めています。かれらのような人々は、両国のよき架け橋となることでしょう。……韓国が韓国養子に対して支援をおこなう理由は、かれらが血統として韓国人であるからです。またかれら養子たちにも、韓国人であることを誇りに思ってもらいたいと思います。そして現在、韓国の経済成長が著しい中、その国内は多文化社会化が進んでいるので、その点でもかれらの存在は重要であると思います。(2011年8月17日 在スウェーデン韓国大使Eへのインタビューより)

たしかにG.O.A.'Lが主張するように、韓国養子たちは多言語・多文化を身に着けており、多国籍企業などを舞台にグローバル・レベルで活躍しているものも目立つ。そして文字通りスウェーデンと韓国両国の利益をとりもつ「架け橋」的な存在として、韓国養子のSFの活動があげられる²³。彼女によれば、スウェーデン発祥のさまざまなグローバル企業は、これまで主眼に置いていた日本そして現在成長著しい中国に続き、新たな経済市場参入先として韓国を位置づけ、次々と市場参入を検討しているという²⁴。彼女は自身に対して、ビジネスの場における韓国とスウェーデンとの架け橋という役割、また両国のビジネスマンに対して相互理解教育者としての役割となるべく期待を寄せられていると感じている、とインタビューで語っていた。

ただここで注意しておきたい点は、韓国養子たちはここまでの時点では韓国籍をもつことを認められていないにもかかわらず、かれらは韓国へ国益をもたらしうる、もしくはすでにもたらす「優秀な外国人」という存在となっていたのである。つまり筆者が言いたいのは、少なくとも韓国養子に関しては、重国籍、この場合は韓国籍を回復する点では韓国政府自身の思惑よりも養子たちの思いがつよく働いた結果ではないか、ということである。

(3) 韓国養子の「国籍」への思い——アイデンティティをめぐる

さて韓国養子たちは現在、重国籍—韓国籍取得—に対してどのように意味づけをしているのだろうか。実は重国籍取得に対して、韓国養子らの反応が二分化されていることが筆者の調査でわかった。

まず主に年齢が比較的高い養子たちは外見という一生付きまとう問題はあるにしろ「スウェーデン人として教育を受け生活してきた自分たちはスウェーデン人である」という意識を強く表現してお

り、韓国籍取得へ興味を示さない傾向があった。そしてビジネス等の場においては「スウェーデン人」性と「韓国人」性を使い分ける—「他者性」をその場にに応じて主体的に選択する—ことにしている。例えば上で挙げたAKFの創立メンバーであり、現在40代半ばであるLAやMT、そしてSFである。とくにSFは、自らと韓国の結びつき—ビジネスを中心とする—においては「ほぼ韓国国民と同等の扱いを受けられる」F4ビザで十分間に合っていると語っていた²⁵。

その一方、若い年齢層に属する養子たちは異なる反応を示している。MI(30代前半)はその世代間差を次のように語っている。

私よりも前の世代は韓国に関する知識を得ることはできませんでした。例えば私が幼いころは、地域図書館に出かけても韓国に関する本はほぼありませんでした。しかしインターネット環境の進展そして韓国という国自体が発展を遂げたことにともない、(遠く離れたスウェーデンにいる) 私たちも韓国に関する知識を得られるようになったのです。(2011年8月16日 成人韓国養子MIへのインタビューより)

ここで語られたように、若年層の韓国養子たちが育つのと時期を同じくして、母国・韓国も著しい発展を遂げてきた。加えてグローバリゼーションの進展—インターネット等による時空間の圧縮、そして「韓流」の流行—もあった。つまりかれらは韓国文化を「浴びる」経験(金 2010)をし、韓国のナショナル・アイデンティティを強く意識するようになったと考えられる²⁶。そしてそのような養育環境下で育った世代であるMW(20代前半)やMIらは重国籍取得に興味を示している。

私は100パーセント合致しなくても、やはりスウェーデン人です。しかしいつか重国籍(スウェーデン国籍と韓国籍)を取得することを考えています。確かに生活面ではF4ビザで十分ですが、(重国籍を得ることは)自分自身の問題として必要だと考えています。(2011年8月16日 成人韓国養子MWへのインタビューより)

実際の・実的な点というよりもシンボリックな点から、二重国籍には興味を持っています。その理由は、「失った自分を取り戻す」、つまりアイデンティティを確立したいという思いがあるからです。(2011年8月16日 成人韓国養子MIへのインタビューより)

つまり若年層の韓国養子たちにとって重国籍になることは、「自分の問題」として内在していた感情レベルでの問題を解決し、また「失った自分」を取り戻すというシンボル・レベルでの問題を解決できる、というメリットを肯定的に受け止めているようである。

このような若年層に対し、高い年齢層の養子たちは「韓国人としての自分」への行き過ぎたこだわりへの危惧を抱いてもいる。

(韓国養子の中には)韓国人としてのアイデンティティを得ようとして、日本に対してあまり

良い感情を抱かないようにする養子の存在もあるようです。若い世代はグローバリゼーションの進展により韓国の情報がより得られるようになったばかりに、韓国という国家に対する愛着が強まり、(そこで得た情報によって)日本への対立姿勢を強めてしまっているのかもしれないと感じています。こう言えるのも、私たち古い世代は自身の人生を振り返りだけの十分な時間を得たからこそであり、このような境地にいられるのかもしれませんが。(2011年8月15日 成人韓国養子 LA へのインタビューより)²⁷⁾

しかし実際のところ若年層の韓国養子たちは、韓国人としての自分—韓国人アイデンティティ—toにこだわりすぎているのだろうか。前述では、若年層にとって重国籍になることは、「自分の問題」として内在していた感情レベルでの問題を解決し、また「失った自分」を取り戻すというシンボル・レベルでの問題を解決することにつながる、とされた。しかしそれは「韓国への『さらに大きく、そしてさらに完全に近づく所属感』が与えられる」ことから乖離があるのではないだろうか。この点については、次にあげる MI の語りから示唆を得たい。

私たち韓国養子は、新しくなにかこれまでとは違う文化を創出している過程にあるのです。養子に対するカルチャー・キーピング(母国文化保持教育)²⁸⁾が必要だと唱えたところで、私たちに保持するようなものを元々持ち合わせてやってきたわけではないのですから。そうではなく、スウェーデンでもなく韓国でもない、私たち固有の文化が必要なのです。例えば私たちはここスウェーデンで韓国の祝日を祝ったりしますが、それは韓国と同じように祝うわけではありません。「ここスウェーデン社会にフィットする韓国文化」を私たちは作り出しているのです。なぜなら、自分たちはやはりスウェーデン人なのです。つまり、私たちはいわゆるハイブリッドなものを作っているのです。(2011年8月17日 成人韓国養子 MI へのインタビューより)

つまり MI は、韓国—韓国人や韓国文化—toと自分たち韓国養子たちとの間には越えがたいものがあるとしており、むしろ自分たちを「母国もしくは主流ともいえる韓国文化を参照しつつも、それにとらわれない独自の文化を創り出す存在」として位置づけている。これは韓国への「さらに大きく、そしてさらに完全に近づく所属感」—韓国人アイデンティティともいべきもの—toを得ることは、重国籍を取得しても実際には難しいことを示している。むしろかれらは既存の枠—既存のアイデンティティ—toにおさまりきらない存在であることを表しており、(国籍のように)いくつかのアイデンティティをもつのではなく、ひとつの新たなアイデンティティを必要としているのではないだろうか。このことは MI という一個人の思考にとどまるものではない。2010年に AKF 創立 25 周年記念行事を行ったさい、そのセミナーのひとつに「共通のルーツ、そしてグローバル・コミュニティ—我々は共通の韓国養子アイデンティティを確立できるのか?—(Common Roots & Global Community — A common Korean adoptee identity?)」というものがあった。ここで論点とされたのが、「〈受け入れ国の国民アイデンティティ〉にも〈生粋のコリアン民族アイデンティティ〉

にもあてはまらない自分たちは、いっそのこと自分たち独自のアイデンティティをグローバル規模で創出していくべきではないか」という趣旨を掲げたものであった²⁹⁾。

ただ彼らのこのような動きが即「脱領域化アイデンティティ」(Jacobson 1996) 形成へとつながる、と本稿は現時点で結論づけるものではない。むしろ国民国家はその延命をはかるかのごとく、メンバーシップの社会契約的原則における従来の要件—出生地・血縁原理や居住原理—toを緩め、外国人であっても国益に寄与するものであれば重国籍を与えるようになったが、しかし他方の情緒的原則にあるアイデンティティについてはどうだろうか。彼ら韓国養子たちは社会契約的原則の側にある韓国籍を得たが、韓国籍に対応する韓国文化を基とするアイデンティティを国籍のように複数を重ねていくことはしない。むしろ従来の韓国アイデンティティに代替するものとして独自の「ひとつの新たなアイデンティティ」の創出をすすめようとし、同時にそれは依然として単一帰属を誓うものに映る。またその場合、アイデンティティの供給装置を従来どおり国民国家—例えば母国・韓国—toに求めているとすれば、その国家の下位単位の再生産を促進するにすぎないともいえる。これらの危惧を了解した上で筆者は、本稿で対象としてきた世界各国へ散り散りとなっていた韓国養子たちが国家・国境を越えて連帯し、現時点では脱領域化というよりもナショナルという領域の存在をみつめつつも、それを超えるような、いわゆるトランスナショナルなアイデンティティを形成しつつあることに、重国籍取得とそれにとまなうアイデンティティの行方、ひいてはポスト国民国家モデルのメンバーシップの萌芽を見出していきたいと考えている。

5 結び——ナショナル・レベルでの「重国籍」とトランス・ナショナルな「アイデンティティ」

本稿では、韓国における国籍法改正をとりあげ、「重国籍」取得許可対象者とされた韓国養子たちが重国籍取得をどのように意味づけているのか検討した。そこでまず見てきたのが、韓国養子に対する母国・韓国からの位置づけと、韓国養子にとっての母国・韓国の位置づけであった。重国籍を取得することによって、韓国養子は一見「国民」そして同胞として受け入れられたかのように映る。しかしそれはあくまでもかれらが「国益に寄与する民」として認められたのであって、かれらが「外国人」から「同胞」というカテゴリーへ所属変更に成功したとは言い難い。また韓国籍を「回復」しつつも、育った国の国籍をも保持する「重国籍」という選択は、韓国養子たちがそれぞれの国に対して忠誠を誓っているというよりもむしろ、かれらはそのどの国においても居心地の悪さ—完全な所属感を得られない—toを示しているのではないだろうか。

そしてその居心地の悪さは、国民国家メンバーシップにおいて前述の社会契約的原則と対をなす情緒的原則にあるアイデンティティの問題へとつながっていく。彼ら韓国養子たちはたとえ重国籍を選択しても、そのアイデンティティは複数の国籍のように「複数のアイデンティティ」を重ね持つのではないし、また既存のアイデンティティいずれかに回収されうるものではない。むしろ現時点においては、彼らはナショナルな枠を超えたトランスナショナルな新たなアイデンティティを形成する過程にある。そしてこれを即ちに「脱領域化アイデンティティ」と考えるのは早計であると筆者は考えている。むしろ国民国家モデルはその国益の追求の結果としてそのメンバーシップ要件

を緩め、重国籍を認めるようになった点から、社会契約的原則においては脱領域化の傾向にあるように思われる。そして他方の情緒的原則にあるアイデンティティ、つまりトランスナショナルなアイデンティティと呼ぶるものも、今後脱領域的なものへと変化するのか、もしくは従来の国民国家の下位単位の再生産をになうにすぎないのかを見極めていく必要がある。本稿でとりあげた国際養子、とくに韓国養子という存在は、国際移民の中でいちローカルな存在にすぎないし、その検討をもって国際移民が抱える問題―とくに国籍とアイデンティティにかかわる問題―を一般化することを本稿は意図していない。しかし彼らのトランスナショナルな言説実践は、国際移民をかかえた国民国家モデルが今後どのようにその内部・外部からの要請を受け、ポスト国民国家モデルともいべきものへ変容していくのか、ひとつの示唆を与えうるし、そこに国際養子縁組に着目する理由のひとつが存在する、と筆者には思われるのである。

*1 韓国は従来の国籍法において、国籍を2個以上有する者を「二重国籍者」の用語で表現していたが、その表現では3個以上の国籍を有する者を含めていないというイメージなどを払拭するために、2011年施行の改正法11条の2においてはそれを「複数国籍者」の用語に変更した(趙 2010:1418)。なお本稿では2個以上持つ国籍に関して、便宜上「重国籍」および「重国籍者」と記す。

*2 デヴィット・ヤコブソン(David Jacobson:126)による「脱領域化アイデンティティ(deterritorialized identity)」を指す。国際的な人権言説が各国の司法的決定を左右するようになり、コミュニティ、政治体、そして国家の本質的關係を変容させたことを示すものが、脱領域化アイデンティティであるとされている(樽本, 2012:57)。

*3 国際養子縁組の主な要因は、戦争や貧困、そして送り出し国における社会福祉の欠如によるとされている(Lee 2003:713)。とくに韓国養子については、1950年代の朝鮮戦争が主要因として言及されてきた。しかし現在、韓国が経済的に発展してなお海外養子を送り出す要因としては、その社会における未婚の母にたいする偏見および未婚母子家庭に対する社会福祉が整っていないことが挙げられてもいる(Trenka 2011)。

*4 李(2011:6)によれば、韓国では「多文化共生」について言及するさい、「共生」よりも「相生」という表現が多用されているという。そこでの「相生」という言葉は「互いに勝利者として生きる」という意味がこめられている。

*5 複国籍、つまり外国籍を放棄することなく韓国籍をも保有できるようになるためには、改正法10条2項にしたがい、「韓国国内で外国籍を行使しない」旨、「外国国籍不行使誓約」を行わなければならない。

*6 ただし、複数国籍者にたいして韓国国内では「大韓民国法令の適用では大韓民国の国民としてだけ処遇する」とし、「関係法令に従い外国国籍を保有する状態で職務を遂行できない分野に従事する場合には外国国籍を放棄しなければならない」と定められた(趙, 2010:1419)。

*7 本改正法の起点は、盧武鉉政権下での2007年の外国人政策委員会による「外国人政策会議」であった。そこで外国人政策に関する基本計画を策定するに先立ち、中長期の外国人政策の基本方向について政府内の認識共有が文中のようになされた。そして次の李明博政権では、大統領直属の諮問機関である「国家競争力強化委員会」にて「優秀な人材の確保による経済成長の実現」をめざすべく同改正法の検討を行った(藤原, 2010:115-121)。なお「優秀な人材の確保による経済成長の実現」については、国家競争力強化委員会による“2008 National Competitiveness Report”内の‘ATTRACTING GLOBAL TALENTS: Achieving economic growth by attracting global talents’(http://www.pncn.go.kr/pdf/2008_report_E.pdf, September 29, 2012)を参照。

*8 [国籍回復者(65歳以上永住)]とは、外国籍の在外同胞(韓国系外国人)を指す。そしてその外国籍の在外同胞については、すべてが対象になっているのではなく、永住帰国の場合、もしくは韓国に特別の功労があるか優秀と認められた場合に限られている(藤原, 2010:122)。

*9 改正までの過程と概要については、藤原(2010)を参照。

*10 本節では、Global Overseas Adoptees’ Link(G.O.A.‘L)による資料(‘Dual Citizenship’ http://goal.or.kr/

citizenship)を中心に参照した。

*11 駐日本国大韓民国大使館による「在外同胞滞留資格のご案内」を参照。(http://jpn-tokyo.mofat.go.kr/worldlanguage/asia/jpn-tokyo/visa/issuance/index.jsp, 2012年9月29日アクセス)

*12 1997年の韓国国籍法の第10条では、後天的に韓国国籍を取得して重国籍になった者に対し、外国国籍を放棄する義務を規定していた。

*13 この時点で二重市民権が認められた場合、韓国養子たちは実際には次の国々で二重市民権を得られると説明されていた。オーストラリア、フランス、カナダ、イタリア、ニュージーランド、スイス、英国、米国、ベルギー、ドイツ、オランダ、スウェーデン。その後実際に改正法が施行され重国籍が認められた2011年時点では、オーストラリア、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、スウェーデン、スイス、英国、米国と説明された。

*14 ここで挙げられたのは、米国カリフォルニア州知事であったアーノルド・シュワルツェネッガー(オーストリアと米国の市民権)と、フランスの司法大臣およびパリ7区長であったラシダ・ダティ(フランスとモロッコの市民権)である。とくにダティについては、フランスにおける北アフリカ系コミュニティの統合について、著しい貢献があったと説明されている。

*15 本稿におけるインタビュー対象者は以下の通りである。なおインタビューは、「インフォーマントのバックグラウンド(養家族やパートナーを含む)」「(他の)養子や所属組織との関わり」「母国文化保持教育(カルチャー・キーピング)の経験」「重国籍取得への意思」に関する質問項目を記したインタビュー・シートを基に英語で行われたが、対象者の反応について多様性を予期し、またインタビューの流れによっては、質問内容を適宜追加・変更する、いわゆる半構造化インタビューの形式が採られた。

[表：インタビュー日程／インフォーマントの一覧]

	インタビュー日時	場 所	インフォーマント(所属等)		本稿での呼称
1	2010年7月7日	ストックホルム市内	国際養子縁組監督局(Swedish Intercountry Adoption Authority: MIA)	国際養子縁組取次監督者2名	
2	2010年7月7日	ストックホルム市郊外	AKF	成人韓国養子／国際養子縁組研究者1名	TF
3	2010年7月8日	ストックホルム市内	国際養子縁組取次認可組織のひとつであるAdoptionscentrum 本部	主要スタッフ／養親1名	
4	2010年7月14日	ストックホルム市内	AKF	成人韓国養子／AKF設立メンバー1名	LA
5	2010年7月15日	コペンハーゲン市郊外	DanAdopt: 公的国際養子縁組取次組織	スタッフ2名(内1名は成人韓国養子)	PE
6	2011年8月11日	ストックホルム市	AKF	成人韓国養子1名(若い世代で、とくにAKFの活動に熱心に関わっている者)	MW
7	2011年8月15日	ストックホルム市	AKF	成人韓国養子2名(うち1名はKorean Business Centralに所属し、他の韓国養子に韓国におけるビジネス進出について講演を行っている者)	SF
8	2011年8月16日	ストックホルム市	AKF	成人韓国養子／AKF設立メンバー1名	MT
9	2011年8月16日	ストックホルム市	AKF/IKAA	成人韓国養子／世界各国の韓国養子自助組織をまとめる組織であるIKAAの事務局長1名	MI
10	2011年8月18日	ストックホルム市	在スウェーデン韓国大使館	在スウェーデン韓国大使	E

また筆者は、2011年8月12－14日に、AKF創立25周年記念行事に加わって参与観察をしている。

*16 スウェーデン韓国養子たちを中心に、韓国養子たちをめぐる動きについては、芝（2010）、（2011）を参照。

*17 MIA（2010）“Survey of the number of foreign adoptive children placed into Swedish families over the years 2005-2009 by countries of origin” および DanAdopt（2012）“Så mange børn er der kommet i perioden 1970 – 2011” を参照。

*18 韓国からの養子縁組は、非西欧諸国からの国際養子縁組がはじまる契機となった。1966年に締結された、Swedish National Board of Health and Welfare と Korean Child Placement Service 間の協定が成立する以前に、すでに1961年、韓国では the Law of Special Application for Adoption of Orphans を制定している。このため、スウェーデン-韓国間協定が結ばれる前にも、94人の韓国養子が、メディアでの宣伝や1950年代に韓国へ派遣された医療団によって、スウェーデンへ養子縁組されていることが言及されている（Yngvesson 2010）。

*19 韓国養子たちによる自助団体は、主なものとして次の10団体が挙げられる。

① Adopterade Koreaners Förening（スウェーデン、1986年設立） ② Korea Klubben（デンマーク、1990年設立） ③ Arierang（オランダ、1991年設立） ④ Racines Coreennes（フランス、1995年設立） ⑤ Also-Known-As, Inc（米国、1996年設立） ⑥ Asian Adult Adoptees of Washington（米国、1996年設立） ⑦ AK Connection（米国、2000年設立） ⑧ Korean Adoptees of Hawai'i（米国、2006年設立） ⑨ Adoption Links, DC（米国、2002年設立） ⑩ KOR.IA.（イタリア、2011年設立）

*20 IKA A は、グローバルに広がる韓国養子コミュニティとして、組織間で相互に情報や資源を利用し、間文化交流、そしてポスト・アドプション・サービスを充実させることを目的としている。

*21 金元大統領と LA の接触については、スウェーデンでの代表的な新聞である Dagens Nyheter が2001年12月14日に“Lenakim väckte adoptionsfråga（Lenakim が養子縁組を疑問視）”と銘打った記事を大きく掲載した。

*22 本稿で詳述する紙幅はないが、国際養子縁組には、正規の法的手続きを経ない人身売買に近いケースもあるのであるという危惧もある。また本文中の LA ら初期の国際養子らについては、戦後混乱期とはいえ、韓国から養子に送り出された際に作成されたデータがずさんで、実親を探そうにも見つからない場合があると、彼らは筆者によるインタビューの際に述べていた。法的な手続きを経ている、このような養子縁組の実態が LA らに「子どもを売のようなことは止めてください」と言わせたことは想像に難くない。

*23 SF は韓国を中心とする東アジア地域への企業参入を支援する会社（Biznetasia）を近年立ち上げ、コンサルティングおよび異文化教育を行っている。詳細については、同社 HP（<http://biznetasia.com>）を参照。

*24 SF にたいして2011年8月16日におこなったインタビューに基づく。彼女はインタビューの際、これまで韓国市場への参入をともに検討してきたスウェーデン企業として、IKEA や H&M を挙げている。

*25 SF は韓国でもマスメディア等を通じて注目されている存在である。例えば ELLE Korea では「韓国女性のロールモデル」として2010年11月号および12月号で取り上げている。

*26 金（2010）は在日韓国人のナショナル・アイデンティティにたいする「韓流」の影響を検討している。その際、かれらがいやおうなしに「韓流」と接触することを「浴びる」という言葉で表現している。

*27 LA はみずから韓国人というよりも「アジア人」として位置づける傾向が強い。彼女は「アジア人とは何か」そして「『何か』が加わったアジア人という概念」を探ることを AKF 創立に至った理由ともしている。そして大学ではアジア学を専攻し、日本語を学び日本にしばらく居住した後、母国語である韓国語を学んだという経緯もあり、特に日本に対する思い入れが強い。ちなみに金大中元大統領に面会した際には日本の民族衣装である着物に身を着けていたことも、韓国養子関係者間では有名である。

*28 国際養子に対する母国文化保持教育（カルチャー・キーピング）に関しては、Jacobson（2008）および芝（2010）、（2011）を参照。

*29 これについては、筆者は別稿（近刊予定）にて検討している。

《参考文献》

- ・ 趙慶済、2010「韓国の新しい国籍法—外国国籍不行使暫約を中心に」『立命館法学』332号、1417～1454頁
- ・ 藤原夏人、2010「韓国の国籍法改正—限定的な重国籍の容認」『外国の立法』245号、113～140頁
- ・ 金知榮、2010「在日韓国・朝鮮人の『韓流』経験がナショナル・アイデンティティに及ぼした影響—ブームとしての『韓流』経験と日常文化としての『韓流』経験との比較を中心に」『日本都市社会学会年報』28号、135～150頁

- ・ 李善姫、2011「韓国における『多文化主義』の背景と地域社会の対応」『東北大学 GEMC Journal』5号、6～19頁
- ・ 芝真里、2010「多文化共生への実践と問い—アメリカにおける国際養子縁組についての語りから」『コロキウム』5号、117～154頁
- ・ 芝真里、2011「スウェーデンにおける国際養子の位置と意味—ローカル・ナショナル・グローバルな水準に着目して」『東海社会学会年報』3号、55～66頁
- ・ 樽本英樹、2012『国際移民と市民権ガバナンス—日英比較の国際社会学』ミネルヴァ書房
- ・ Brubaker, W.R. (ed.), 1989, *Immigration and the Politics of Citizenship in Europe and North America*, Lanham, MD: University Press of America
- ・ Hubinette, T., 2003, “The adopted Koreans of Sweden and the Korean adoption issue” *The Review of Korean Studies* 6(1), pp. 251-266
- ・ Jacobson, D., 1996, *Rights across Borders: Immigration and the Decline of Citizenship*, Baltimore: The Johns Hopkins University Press
- ・ Jacobson, H., 2008, *Culture Keeping: White Mothers, International Adoption, And The Negotiation Of Family Difference*, Nashville, TN: Vanderbilt University Press
- ・ Statistic Sweden (SCB), 2012, *Summary of Population Statistics 1960 – 2011*, (http://www.scb.se/Pages/TableAndChart_26041.aspx, March 22, 2012)
- ・ Runblom, H., 1994, “Swedish Multiculturalism in a Comparative Perspective,” *Sociological Forum* (9), pp. 623-640
- ・ Trenka, J.J., 2011, “Internationally Adopted Koreans and the Movement to Revise the Korean Adoption Law,” *Ewha Journal of Gender and Law* 2(2), pp. 135-169
- ・ Yngvesson, B., 2010, *Belonging in An Adopted World: Race, Identity, and Transnational Adoption*, US: The University of Chicago Press
- ・ Weil, R.H., 1984, “International Adoption: The Quiet Migration,” *International Migration Review*, 18(2), pp. 276-93

Multiple Nationalities and A New Perspective on Identity

—— A Case Study of the Korean Adoptees’ Positions in the Amended Korean Nationality Act in 2010

SHIBA Mari

Nagoya University

Key Words: intercountry adoptions, the Korean Nationality Act, identity

Many studies on the amended Korean Nationality Act focus on the immigrants inside the country, such as unskilled labors and foreign brides. The problem with the focus on the inner characters these lacks of attention to the actors out the country: the Korean adoptees overseas. The objective of this research is to show the process of the adoptees acquiring the right of holding their multiple nationalities while transforming themselves to identify with a mixture of cultures, or what they call a “hybrid” one. The paper will first examine the amending process of the Korean Nationality Act, which aims to acquire high-skilled foreigners as its citizens and has yielded the adoptees’ right to hold their multiple citizenships from the early stage of discussions. Second, it details the reactions of the adoptees in Sweden toward the multiple nationalities. Based on these cases, this paper argues that multiple nationality holders have started to present a new concept of identity, which could be called as the transnational identity, which cannot be rigidly defined within the national frameworks.

投稿論文

オランダにおける 1980 年代以降の移民政策とトルコ系・クルド系住民の活動 ——「柱状社会の枠組」への対応に注目して

寺本 めぐ美 津田塾大学大学院後期博士課程

キーワード：オランダの移民政策, 「柱状化」, イスラーム系住民

本稿は、オランダに居住するトルコ系住民とクルド系住民が、1980 年代以降「柱状社会の枠組」にどのように対応しながら、イスラームやクルドといった宗教的・民族的意識を形成してきたのかを検討することを目的とする。具体的には、トルコ系イスラーム組織とトルコ出身者を中心とするクルド組織の活動に焦点をあてる。

「柱状社会の枠組」として、基礎学校や放送局設立に関する法律規定や、多文化主義を推進した 1980 年代の移民政策を挙げることができる。これらの法律規定や政策には「柱状化」の名残が強く残る。トルコ系イスラーム組織とクルド組織による「柱状社会の枠組」への対応を考察するために、以下の三点を検討する。

第一に、トルコ系イスラーム組織とクルド組織が、「柱状社会の枠組」に対応する中で見せた活動の相違に焦点をあてる。第二に、クルド組織による文化的活動の展開を検討する。第三に、1990 年代の移民政策の変容における各クルド組織の活動を考察する。

オランダのクルド組織は、ドイツと比較して寛容な環境の中で多文化主義政策の恩恵を享受した。1990 年代以降の政策変容後も、クルド人意識に基づいた活動を継続していることが指摘できる。

1 問題関心

本稿の目的は、オランダに居住するトルコ系住民とクルド系住民¹が、1980 年代以降「柱状社会の枠組」にどのように対応しながら、イスラームやクルドといった宗教的・民族的意識を形成してきたのかを検討することにある。具体的には、トルコ系イスラーム組織とトルコ出身者を中心とするクルド組織の活動に焦点をあてる。

クルド組織の考察においては、「柱状社会の枠組」に加えて「クルド人問題」との関連から活動の展開を示す。クルド組織の活動は、クルディスタンの分割によりトルコ共和国においてエスニック・マイノリティとして存在することを余儀なくされてきたという「クルド人問題」を、常に視野に入れてきたと考えられるためである。